

令和8年度須賀川市立学校校舎照明改修業務に係る公募型プロポーザル実施要項

この要綱は、須賀川市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和8年度須賀川市立学校校舎照明改修業務」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定める。

第1 プロポーザルに付する事項

1 業務名

令和8年度須賀川市立学校校舎照明改修業務

2 業務目的

本業務は、第3期すかがわエコ実行プランの目標達成に向けた取組の基本方針に基づき、本市立学校校舎（以下「校舎」という。）の照明をLED化することにより、消費電力を削減するとともに温室効果ガスの排出抑制を図り、合わせて電気料や修繕費などの維持管理費用の軽減を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙 令和8年度須賀川市立学校校舎照明改修業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 契約方式

債務負担行為（10年）による付帯サービス付き賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）

5 契約期間

賃貸借契約期間 令和9年4月1日～令和19年3月31日（10年間）

なお、LED照明器具の設置期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

6 対象施設

学校名	住 所
須賀川市立第三小学校	須賀川市朝日田 53 番地
須賀川市立大東小学校	須賀川市雨田字芳ヶ平 72 番地
須賀川市立西袋中学校	須賀川市吉美根字土橋 680 番地
須賀川市立大東中学校	須賀川市雨田字芳ヶ平 62 番地

7 提案上限額

62,840,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※この価格は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものである。

※この価格を超えた提案は失格とする。

8 事務担当

須賀川市教育委員会事務局教育総務課

住所 〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地

電話 0248-88-9167 Fax 0248-72-4166

電子メール kyosoumu@city.sukagawa.lg.jp

第2 応募要件

1 応募者の参加要件

(1) 応募者は、本業務を行う能力を有し、かつ、法人格を有する者（単体）又は法人格を有する者の共同体（それぞれが法人格を有する複数の者の共同体）とする。

(2) 応募者は、次の役割を全て担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

なお、単体で参加する者のうち、業務以外の役割を担う協力体制を構築する場合、発注者の確認を得ること。

ア 業務役割

発注者との賃貸借契約締結等の諸手続きを行い（発注者との窓口対応）、業務遂行の全ての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務を全て実施する。

ウ その他の役割

上記ア、イ以外の保守管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

2 応募者の資格

(1) 単体の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に該当しないこと。

イ 施行令第167条の4第2項各号に該当した場合においては、その事実があった後3年を経過していること。

ウ 参加申込時において、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中でないこと。

エ 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から3年を経過していること。

オ 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者ではないこと。

ク 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

ケ 過去5年間（令和3年4月1日から公告の日まで 以下同じ）に、国又は地方公共団体とLED照明の賃貸借契約の実績があること。

コ 業務を円滑に行うため、施工や保守管理などについて迅速に対応ができる者であること。

サ 施工役割及び保守管理役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。

シ 施工役割及び保守管理役割を担う者には、須賀川市内に本店を有する法人等又は須賀川市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 条）第 3 条に掲げる事業協同組合等）を含み、提案書に記載すること。

ス 本業務に参加する共同体の構成員ではないこと。

(2) 法人格を有する者の共同体の場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当した場合においては、その事実があった後 3 年を経過していること。

ウ 参加申込時において、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加資格制限期間中でないこと。

エ 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から 3 年を経過していること。

オ 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。

ク 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

ケ 過去 5 年間に、国又は地方公共団体と LED 照明の賃貸借契約の実績がある構成員を参加させること。

コ 業務を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。

サ 施工役割及び保守管理役割を担う者は、建設業法に基づく許可を受けている者であること。

シ 施工役割及び保守管理役割を担う者には、須賀川市内に本店を有する法人等又は須賀川市内に本店を有する法人等が加入する団体（中小企業団体の組織に関する法律第 3 条に掲げる事業協同組合等）を含み、市内事業者を参加させること。

ス 業務役割を担う構成員を代表者とし、各構成員間で協定を締結すること。

なお、各構成員は、単体として又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

3 その他留意事項

(1) 共同体における構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって発注者との協議により発注者が認めたときは、この限りではない。

(2) 共同体で業務役割が複数の者で構成される場合、業務役割の構成員全てが、発注者に対し法的に可能な範囲において連帯責任を負う旨を示す条項を各構成員間で締結する協定に含むこと。また、業務役割の構成者のうち 1 者を代表者として発注者の窓口対応とし、契約等諸手続きを行うものとする。

- (3) 団体として施工役割又はその他役割に参加する法人等は、他の提案に重複して参加することはできない。
- (4) 施工役割を担う者の資格確認は業務提案書提出時に実施し、資格を満たしていない場合は失格とする。

第3 全体スケジュール

本業務は次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

No.	項目	日程
1	質疑受付期間	令和8年4月17日(金)まで
2	質疑への回答	令和8年4月22日(水)まで
3	参加意思表明書提出期限	令和8年5月1日(金)まで
4	参加資格通知	令和8年5月13日(水)まで
5	現地確認	令和8年5月25日(月)～29日(金) (予定)
6	業務提案書提出期限	令和8年6月12日(金)まで
7	業務提案審査会・契約候補者の決定	令和8年6月下旬 (予定)
8	詳細協議・現地調査	令和8年7月上旬～8月下旬 (予定)
9	賃貸借契約締結	令和8年9月上旬 (予定)
10	賃貸借物品設置	令和9年3月31日(水)まで
11	賃貸借期間開始	令和9年4月1日(木)～10年間

※書類等の期限については、記載されている日付の午後5時15分までとする。

第4 参加手続等

- 1 令和8年度須賀川市立学校校舎照明改修業務に係る公募型プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）、仕様書及び所定様式の掲載
 - (1) 公開期間

公告の日から令和8年6月12日(金)まで
 - (2) 公開場所

須賀川市市ウェブサイト (<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>) 内のページ（トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約等＞プロポーザル情報＞令和8年度 須賀川市立小中学校校舎 LED 照明器具賃貸借契約に係る公募型プロポーザル）からダウンロードすること。
- 2 質問書の提出及び回答
 - (1) 提出期限

令和8年4月17日(金) 午後5時15分 (必着)
 - (2) 提出先

本要項第1第8項に記載のとおり
 - (3) 提出書類

質問書（様式1）

(4) 受付方法

電子メール（メール送信後、本要項第1第7項「事務担当」へ電話連絡すること。）

(5) 回答方法

質問要旨及び回答内容は令和8年4月22日（水）までに須賀川市ウェブサイト（<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>）内のページ（トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約等＞プロポーザル情報＞令和8年度 須賀川市立小中学校校舎LED照明器具賃貸借契約に係る公募型プロポーザル）に掲載する。

3 参加意思表明書の提出

(1) 受付期間

公告の日から令和8年5月1日（金）まで（須賀川市の休日を定める条例（平成元年9月27日条例第17号）第1条に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

本公告第1第8項に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール不可）

郵送の場合は、受付期間内までに到着したものを有効とする。

(4) 提出書類（全て1部ずつ）

ア 参加意思表明書（様式2）

イ 法人概要（パンフレット可）

ウ 履歴事項全部証明書の写し（最新の登録事項を確認できるもの）

エ 財務諸表の写し（直近2年分）

オ 納税証明書又はその写し（直近1年分で、提出日の3か月以内に発行されたもの）

カ 委任状（支店、営業所等で申請を行う場合のみ）

キ 共同体結成届出書（共同体で応募する場合のみ提出）（様式3）

ク 契約実績

※印影及び個人情報を黒塗りにした契約実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを1件分添付すること。

ケ ア～ク（単体の場合はキを除く）を格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

(5) 参加資格通知

参加資格の確認後、参加資格の有無について令和8年5月13日（水）までに通知する。

また、参加資格のある者に対し、校舎図面等を貸与する。

4 現地確認

(1) 参加受付

参加資格のある者に対して案内する。

(2) 予定施設

対象校全校を予定。なお、原則1日につき1校とし、日時については別途通知する。

5 業務提案書の提出

参加資格の決定がなされた応募者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

参加資格通知後から令和8年6月12日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

本公告第1第8項に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送(電子メール不可)

郵送の場合は、提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5) 提出書類

次に掲げる書類(全て正本1部及び副本7部)を提出すること。

ア 業務提案書(様式4及び別紙任意様式)

仕様書を踏まえ、評価項目に応じた業務提案書を作成すること。

イ 契約実績表(様式5)

過去5年間に国又は地方公共団体と締結したLED照明器具の賃貸借契約の実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

ウ 役割分担表(業務、施工、その他役割分担がわかるもの)(様式6)

施工役割を担う者は建設業許可の写しも提出すること。

エ 業務スケジュール

令和8年8月3日(月)から業務を実施するものと想定し、業務期間中の業務スケジュール案を記載すること。

オ 見積書(任意様式)

本業務を実施するために必要な全体経費(消費税及び地方消費税を除く。)を記載すること。

なお、内訳については施設毎に作成し、次の項目を参考にすること。

(ア) 照明器具の調達に要する経費

(イ) 照明器具設置に要する経費

(ウ) 保守管理に要する経費

(エ) その他の経費

(オ) リース料に要する経費

(6) 提出書類の記載要領

ア 業務提案書は、A4判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものをフラットファイル等に左綴じで提出すること。ただし、図面等については必要に応じてA4判横またはA3判横(折り込むようにすること。)も可とする。

- イ 業務提案書は 30 ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で 15 枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること（A 3 判横は A 4 判 2 ページ分の扱いとする。）。
- ウ 業務提案書に用いる文字サイズは 11 ポイント以上（図中の説明は 8 ポイント以上）とすること。
- エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。
- オ 業務提案書には、別表 1 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記述すること。

第 5 契約候補者の選定

1 審査方法

- (1) 発注者はプロポーザルについて審査を行うため、須賀川市立学校校舎照明改修業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。
- (3) 審査会は、別表 1 に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点（100 点）を合算した値（合計点）が最も高い応募者を契約候補者、次に高い応募者を次点候補者として順位を付して選定する。
- (4) 応募者が 1 者であった場合でも審査を行う。
- (5) 審査会委員の合計点が合計満点の 60%を最低制限規準とし、60%に満たない場合は失格とする。
- (6) 前 5 号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営、審査要領に関し必要な事項は別に定める。

2 プレゼンテーション及び質疑応答

- (1) 実施日は令和 8 年 6 月下旬とする。
- (2) 日時及び場所等の詳細については、別途連絡する。
- (3) 対面によるプレゼンテーションを原則とする。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合には、本要項第 1 第 8 項「事務担当」に事前連絡し、相談すること。
- (4) 出席者は 3 名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- (5) 1 業務提案につき 20 分以内のプレゼンテーション後、質疑応答（20 分程度）を行う。
なお、プレゼンテーション時は、事前に提出した提出書類以外の資料の利用は認めない。
- (6) 業務提案が複数者からあった場合は、業務提案書の提出時における受付順に実施する。
- (7) プレゼンテーションに欠席した場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については発注者の指示に従うこと。
- (8) 業務提案書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 7）を業務提案書と同様の方法で提出すること。また、業務提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、市の他の事業において不利益を被ることはないものとする。

3 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、応募者全員に7月上旬までを目途に書面で通知するものとする。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めると及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

また、審査結果は市のホームページにおいて公表する。

第6 現地調査

契約候補者は、契約締結前に現地調査を行い、施設の現状を考慮した機器選定等を実施し、契約締結のための仕様書へ反映させる。

なお、現地調査及び機器選定等に係る費用は全て契約候補者の負担とする。

第7 契約の締結

1 発注者は、本業務の契約候補者決定後、提出された業務提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえ、仕様書について契約候補者と詳細協議するとともに、契約候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。

2 契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。

なお、契約までの費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。

3 契約候補者が、契約締結までに須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく入札参加資格制限が行われた場合や第9第4項に該当する場合は契約を締結しないものとし、次点候補者と改めて協議を行うものとする。

4 契約保証金については、須賀川市契約規則（平成29年3月31日規則第22号）による（詳細協議による。）。

5 契約書の作成を要する。

6 支払いについては、毎月の賃貸借期間満了ごとに支払うものとする。

第8 リスク分担

予想されるリスクの分担については、別表2のとおりとする。

第9 その他

1 プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

2 提出書類は返却しない。また、業務提案書に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。

3 提出書類の提出後の変更、差し替え及び再提出は一切認めないものとする。

4 次のいずれかに該当する業務提案は失格とする。

(1) 提案上限価格を超えた提案

(2) 本業務の仕様を満たさない提案

(3) 参加意思表明書の制約事項に虚偽があった者による提案

(4) 業務提案書に虚偽の記載をした提案

- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
 - (6) 2通以上の業務提案書によりなされた提案
 - (7) 施工役割に市内事業所の活用が確保されていない提案
- 5 その他不明な点については、本要項第1第8「事務担当」まで問い合わせること。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行し、目的を達成したとき、その効力を失う。